

選挙講座及び模擬投票の実施プラン（高校実践用）

【R5 改訂】

島根県選挙管理委員会事務局

1 目的

選挙権年齢の引き下げに伴い主権者教育の一層の充実が求められる中、選挙管理委員会の協力が現実の選挙の執行準備等により困難な状況であっても円滑に主権者教育を進められるよう、高校において自前で選挙講座や模擬投票を行うために必要となる資料や実施案を、以下のとおりまとめました。（本プランはあくまで参考であり、実施にあたっては必ずしもこのプランに従う必要はありません。）

2 実施内容

- (1) 選挙講座
選挙権を得る前に知っておきたい選挙の基礎知識に関する講座
- (2) 模擬投票
架空の政党などを題材として生徒が模擬的に行う投票
- (3) 意見交換
模擬投票の題材に対する分析や評価を生徒同士で自由に意見交換

3 タイムスケジュール及び会場レイアウト

添付資料①「選挙授業タイムスケジュール・会場レイアウト案」を参照してください（本案では、参加生徒は100名程度、所要時間は90分程度を想定しています。）。

4 スタッフ

- (1) 選管役生徒
選挙の仕組みをより深く理解するため、生徒2～4名が選管役となって、模擬投票の投票方法の説明、投票所の設営と運営、開票と集計、結果の公表などを行います。
また、可能であれば選挙講座の講師役を生徒が務めてもよいです（生徒にとって過度の負担になるようであれば、教員が代わりに行います。）。
- (2) 担当教員
生徒への事前の趣旨説明や、事後のふりかえり、授業中の全体の進行管理などを行います。
- (3) 管理者・立会人役教員
教員1～2名が投票所の管理者・立会人役となり、投票の監視や、投票所内の秩序を乱す者への退出命令を行います（演出のためのものですので、省略して構いません。）。

5 用意する物

- (1) 投票箱・投票用紙記載台

市町村選挙管理委員会から実物を借りることも可能です。ただし、現実の選挙の準備期間中などで、貸し出せなかったり、運搬や組み立てを高校側にお問い合わせすることもあります（記載台を手作りされる場合は、間仕切りをして隣同士で投票用紙への記入内容が見えないように配慮してください。）。

(2) **投票用紙**

添付資料②「模擬投票用紙の見本」を参考にして参加生徒数分を作成し、投票受付に用意しておいてください。

(3) **投票用紙記載台に掲示する氏名掲示**

添付資料③「氏名掲示の見本」を参考にして作成し、投票用紙に記入する際に見えるよう、記載台に貼り付けてください。

(4) **投票用紙記載台用の鉛筆**

記載する人数分の鉛筆を、記載台に用意しておいてください。

(5) **投票所の入場整理券**

添付資料④「投票入場券の見本」を参考にして参加生徒数分を作成し、事前に全ての生徒に配布しておいてください（演出のためのものですので、省略して構いません。）。

(6) **架空政党の公約一覧**

添付資料⑤「参院選比例政党公約一覧の見本」（各政党の公約をシャッフルするなどして作成した架空の政党の公約一覧です。）を参考にして作成し、事前に全ての生徒に配布しておいてください。なお、当日の時間短縮のため、できれば投票日より前に投票すべき政党の検討を済ませておいてください（模擬投票の題材は、架空政党の公約以外にも、1つの社会問題に対する解決策であったり、政治とは関係の無い学校や身の回りのテーマを用いる方法もあります。）。

(7) **スタッフ用シナリオ**

添付資料⑥「選管役生徒用シナリオ」により、模擬投票に参加する生徒への投票方法の説明や結果発表を行い、添付資料⑦「選挙講座パワーポイント用シナリオ」により、選挙講座を実施してください。

(8) **パワーポイント**

添付資料⑧「選挙講座用パワーポイント」をパソコンにインストールしておき、当日はスライドショーにより講座を実施してください（授業の目的に応じて適宜データを修正してご利用ください。）。

(9) **ドント式計算用エクセル**

添付資料⑨「ドント式計算用エクセル」をパソコンにインストールしておき、比例選挙の集計や結果発表にご利用ください。なお、1シート目の各政党の「得票数」の欄に数値を入力すると、1シート目の「得票総数」「得票率」、2シート目の「政党別の獲得議席」が自動表示されます（あらかじめ5政党、10議席の計算式が組んでありますので、適宜修正してご利用ください。）。

(10) **選管役生徒用腕章**

添付資料⑩「生徒用腕章」を参考にして、選管役の生徒数分を作成してください（演出のためのものですので、省略して構いません。）。

(11) **パソコン、プロジェクター、スクリーン、席札**

選挙講座用に一式を用意し、事前にパワーポイントなどの動作確認を済ませてお

いてください（管理者・立会人などの席札は、演出のためのものですので、省略して構いません。）。

(12) **18歳選挙啓発用チラシ**

添付資料⑪「18歳選挙啓発用チラシ」を必要に応じて配布してください。

※印刷物が必要な場合は、県選管（0852-22-5792）までお問い合わせください。

(13) **選挙の予定**

添付資料⑫「あなたのまちの選挙」を参考にして、学校の所在する自治体の直近の選挙を確認してください。

(14) **住民票の異動**

添付資料⑬「住民票の異動方法及び投票方法に関する周知チラシ」を必要に応じて配布してください。（後述）

6 事前の準備

「出前授業打合せメモ」を参考に選挙管理委員会と事前の調整を行ってください。

- (1) 選管役の生徒をあらかじめ選任しておき、前述の用意する物の作成や運搬、パソコンへのインストールなどの準備やリハーサルを行ってください。
- (2) 架空政党の公約一覧は事前に全ての生徒に配布しておき、当日までに投票すべき政党の検討を済ませておいてください（入場整理券は当日配布でも結構です）。

7 当日の進行

(1) **事前説明**

授業の趣旨、タイムスケジュール、準備する資料（架空政党の公約一覧や入場整理券など）、注意すべき点などの事前に生徒に周知すべき事柄を、担当教員から5分程度で説明してください。

(2) **選挙講座**

パワーポイントとシナリオを使い、30分程度で行ってください。

(3) **投票説明**

シナリオを使い、模擬投票の投票方法について5分程度で説明してください。また、その間に他のスタッフは投票所（投票箱、投票用紙記載台、投票受付、管理者・立会人の席など）の設営を行ってください。なお、設営が完了するまでの時間を、生徒の休憩時間とすることもできます。

(4) **模擬投票**

必要に応じて生徒全体をいくつかのグループに分け、1グループごとに投票受付前に一列に並ばせてください（他のグループは席に座ったまま待ちます）。最初に先頭の生徒1人が壇上に上がり、選管役の誘導のもと投票箱の空虚確認を行います。その後、順番に投票受付で入場整理券と引き換えに模擬投票用紙を交付し、壇上に上がって投票用紙の記入と投函を行います。投票が終わった生徒はいったん席に戻り、全ての生徒が終わるまで静かに待ちます。なお、投票受付役の生徒も途中で交代し、選管役の生徒も全員が投票を行います。もし、参加生徒数が多く時間が足りない場合には、代表生徒のみに投票させることもできます。

(5) 開票集計・意見交換

投票が終わったら、投票箱を開票作業台に移し、選管役の生徒が開票します。まずは、政党ごとに仕分け、その後に票数を数えます。この時に無効投票があれば別に保管します。「有権者数」「投票総数」「うち有効な投票数」「うち無効な投票数」「投票率」を計算し、シナリオに記入します。そして、政党ごとの得票数をドント式計算エクセルに入力し、獲得議席数を自動表示させます。参加生徒数が100名程度であれば、この作業に20分程度かかりますので、その間を利用して、担当教員の進行により、他の生徒はグループごとに架空政党の公約に対する分析や評価について自由に意見交換を行って、自分の主張を整理したり、他者の意見を理解するなど、政治的判断力の向上を図ります。

(6) 結果発表

エクセルとシナリオを使い、5分程度で行ってください。もし、無効投票があれば、無効投票の数と無効となった理由も併せて説明してください。

(7) まとめ

最後に担当教員から、全体の総括を行って、締めくくってください。

8 その他

応用編として、模擬投票の前日までに、現実の政党に関する課題研究を生徒に課したり、架空政党ごとに代表役の生徒を選任して主張を整理し、代表演説や代表討論などを行ってもよいです。

また、実施後は、アンケートなどにより生徒の意識調査を行ったり、今回の授業を通じて学んだことを実際の選挙において再検証してもよいです。

なお、現実の選挙や政党を扱う場合は、政治的中立性に十分配慮してください。

9 補足

近年の大きな選挙での18歳・19歳の島根県内の投票率は、以下の表とおりであり、18歳に比べて19歳の投票率が低い傾向がみられます。

近年の選挙における島根県内投票率

	R3.10 衆議院議員総選挙	R4.7 参議院議員通常選挙	R5.4 島根県知事選挙
18歳	49.30%	36.39%	36.25%
19歳	27.95%	23.45%	25.46%
合計	38.94%	30.02%	30.80%

18歳に比べて19歳の投票率が低い理由として、県外などに進学する際に住民票移していないことが原因のひとつとして考えられます。

そのため、住民票異動及び不在者投票の投票方法の周知を添付資料⑬「住民票の異動方法及び投票方法に関する周知チラシ」により行ってください。